

仙台市ガス局発注工事における電子入札運用基準の取扱いについて

(令和元年12月2日総務部長決裁)

仙台市ガス局発注工事における電子入札運用基準（令和元年12月2日管理者決裁。以下「運用基準」という。）第13条の規定に基づき、運用基準の取扱いを次のとおり定める。

第1条 運用基準第6条に規定する紙入札参加承諾願は、別紙様式のとおりとする。

第2条 電子ファイルへのウイルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等の処理を中止し、文書の再提出の方法その他必要な措置を定め、当該電子ファイルを提出した者に通知するものとする。

附 則

(実施期日)

1 この改正は、令和2年1月1日から実施する。

(仙台市ガス局発注工事における電子入札試行運用基準の取扱いの廃止)

2 仙台市ガス局発注工事における電子入札試行運用基準の取扱いについて(平成23年9月30日総務部長決裁)は、廃止する。

附 則 (令和4年3月30日改正)

(実施期日)

1 この改正は、令和4年4月1日から実施する。

仙台市ガス事業管理者 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

紙 入 札 参 加 承 諾 願

下記の案件に係る入札については、下記の理由により電子入札システムを使用して参加することができないので、紙入札による参加を承諾願います。

記

1. 開札日
2. 工事番号
3. 工事名
4. 電子入札により参加することができない理由（下記のいずれかに○を付け、具体的な状況を記載）

- ・利用者登録をした者の使用に係る電子計算機の障害等により、入札期間の末日まで電子入札をすることができない。
- ・ICカードが失効、破損等により使用できない。

具体的な状況

上記について承諾します。

今後は、当該案件について電子入札システムを使用した手続は行わないこと。

紙入札に係る手続きは、公告に基づき行うこと。

上記について次の理由により承諾しません。

理由：

年 月 日

仙台市ガス事業管理者

印